

平成30年7月10日(火)

第9回魅力ある教育づくり審議会

ICT機器を活用した 学習環境整備の充実に向けて

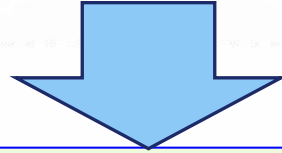


門真市教育委員会

学校教育課 門真市教育センター

①国が示している今後の教育政策に関する基本的な方針

教育政策推進のための基盤の整備



(ICTの利活用のための基盤の整備)

○情報活用能力の育成，デジタル教科書の開発・活用の推進を含む**ICTを活用した効果的な授業の実現**及び**教職員の業務負担軽減**など，授業・学習面と校務面の両面でICTの積極的な活用を推進するとともに，情報セキュリティの確保を前提としつつ，学習者用コンピューターが**無線LAN経由でインターネットを利用できる環境の整備**や，**統合型校務支援システムの導入・普及を加速化**するなど，必要なICT環境整備を確実に進めていくことが必要である。**ICTの利活用は，障害のある児童生徒等に対する合理的配慮の提供の観点からも重要**である。

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画 (2018～2022年度)



新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。

②学校におけるICT環境整備について

2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準



- 学習者用コンピュータ：**3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ授業を担当する教師：**1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機：**100%整備**
各普通教室に**1台**、特別教室用として**6台**
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN：**100%整備**
- 統合型校務支援システム：**100%整備**
- ICT支援員：**4校に1人を配置**
- 上記のほか、学習用ツール（※）、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1台
環境で学習できる環境
の実現

(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア。

③ 門真市内小・中学校におけるICT機器の整備状況について (小学校)

デジタルテレビ (50型) 各教室に1台

実物投影機 (書画カメラ)
各教室に1台

教育用PC及びタブレットPC
普通教室に1台

- ・タブレット型PC (約420台)
- ・その他教育用PC (約1,260台)
- ・校内LAN (有線及び無線AP)
- ・電子黒板 各校1台、プロジェクター (各校 約5台)

等の環境を実現

③ 門真市内小・中学校におけるICT機器の整備状況について (中学校)

プロジェクター及びスクリーン 各校 約10台



デジタル教科書
(数学科・英語科・理科科 等)

- ・タブレット型PC (140台)、その他教育用PC (約540台)
- ・校内LAN (有線及び無線AP)
- ・電子黒板 (特別教室に各校 約5台)
- ・実物投影機 (各校 約5台)

④先進市におけるICT機器の整備状況について

(例：寝屋川市)

- 全小学校にタブレットPC41台
- 小学校全教室に電子黒板セット、Windows8PC設置
- 支援学級、通級指導教室に電子黒板セットを設置
- 支援学級、通級指導教室にWindows8PCを設置
- 中学校教員数の指導用PC、電子黒板セット（1～3年
学級数・支援学級・通級指導教室）、
タブレットPCを設置
- 全小学校に担任外教員用のWindows10PCを設置



新学習指導要領によるポイントは？

◎ 主体的・対話的で深い学び

◎ 小学校に「プログラミング教育」導入

◎ 小学校における「外国語」の教科化

◎ 言語活動、情報活用能力（情報モラルを含む）
等の学習の基盤となる資質・能力の育成

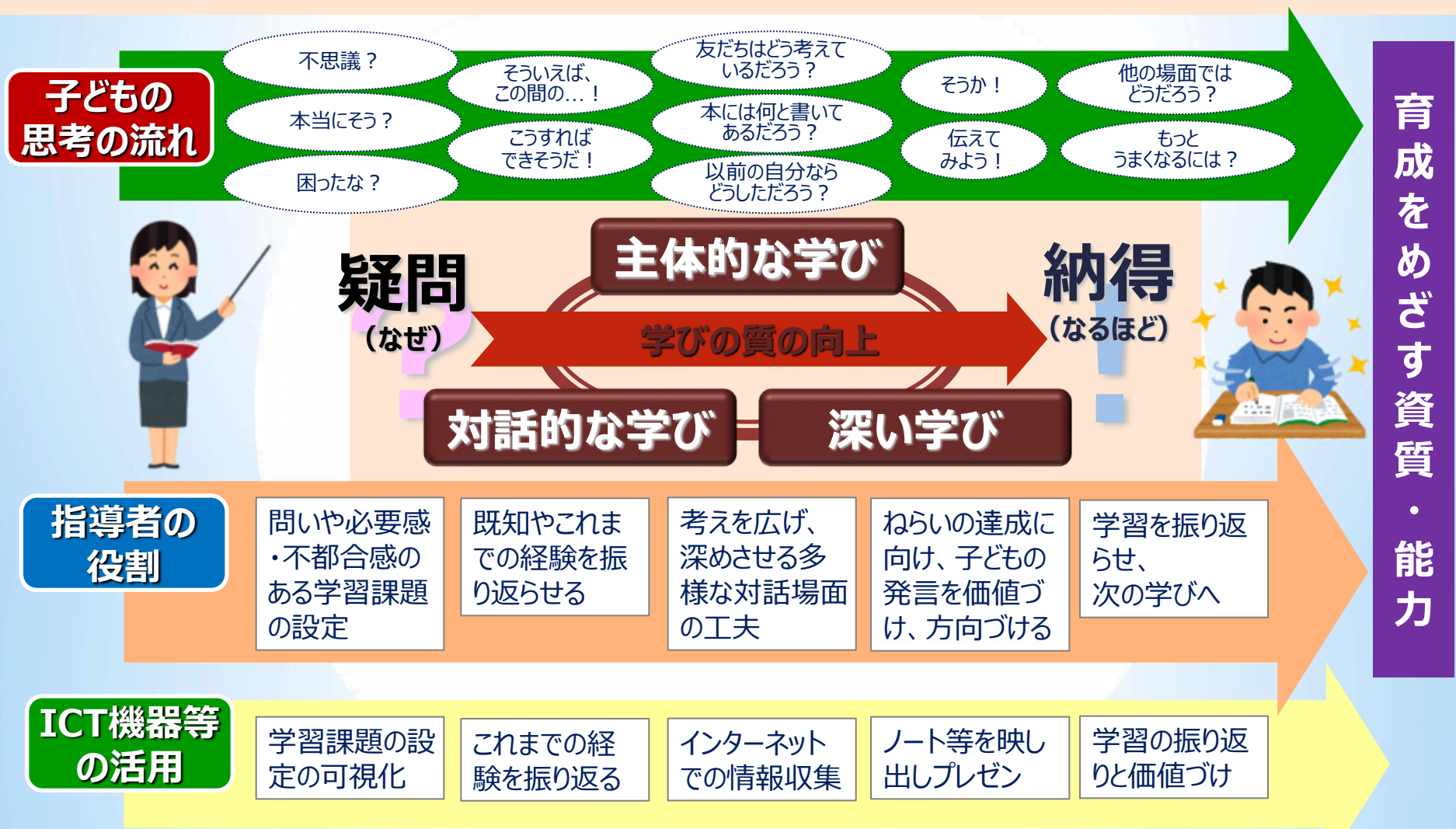
◎ その他：「デジタル教科書」の効果的な活用



⑤新学習指導要領によるポイント

これからの時代に必要な資質・能力を育むために、指導者の不断の授業改善への姿勢が求められている。子どもたちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことが大切である。

次期学習指導要領では、資質・能力の育成に必要な授業改善の「**三つの学びの視点**」を示した。



⑤ 新学習指導要領によるポイント（深い学びに向けて）

異なる多様な他者との対話を繰り返し、
自らの考えを構築しながら、他者とともに納得解や最適解を
創り上げる子ども

話を聞きあえる関係性の構築（協働構築）



① 対話の必然性のある課題設定



② 学習内容に応じたグループサイズの交流



③ 情報機器による可視化・操作化等で思考を深める

門真市ICT教育推進プラン

～「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたICT機器環境の整備・充実に向けて～

1. 校内LAN環境（有線・無線）の充実
2. 教育用パソコンの整備
3. 普通教室のICT機器整備の充実（大型提示装置及びデジタル教科書 等）
4. 校務支援システム導入による教職員の多忙化解消
5. 情報の共有化による学習教材の提供
6. 情報セキュリティの確保



①ICT機器を活用した効果的な授業づくり

→子どもたちの学ぶ意欲の向上に向け、ICT機器を効果的な活用した授業づくりの充実を図るとともに、ICT活用研修を通して教職員の指導力向上を行う。

②ICT機器の更なる整備に向けた計画

→国の方針で目標水準となっている、「子ども一人一台の学習用PC及び大型提示装置等の整備」の実現により、子どもたち自らの考えを再構築し、深い学びへと繋ぐ。

③校務のシステム化による業務軽減

→多忙化解消に向け、校務支援システムを導入に向けた計画及び予算確保を目指す。また、導入により子どもと向き合う時間の確保に向けた取組を一層推進する。



ご静聴ありがとうございました。

